

## ● 評議員の特殊関係者

・ 評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第40条第4項及び第5項）。

・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成28年厚生労働省令第168号）による改正後の社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。）第2条の7及び第2条の8）。

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
  - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
  - ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）  
※ 業務を執行する社員を含む。
  - ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）  
※ 業務を執行する社員を含む。
  - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員  
※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
  - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

## ● 理事の特殊関係者

・ 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下このウにおいて「理事の親族等特殊関係者」という。）が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならないこととしている（法第44条第6項）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は3人である。

・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第2条の10）。

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該理事に雇用されている者
  - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
  - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）  
※ 業務を執行する社員を含む。
  - ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

## ● 監事の特殊関係者

- ・ 監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととしている（法第44条第7項）。
- ・ 特殊の関係がある者は、以下の内容である（施行規則第2条の11）。
  - ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ② 当該役員に雇用されている者
  - ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
  - ④ ②、③に掲げる者の配偶者
  - ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
  - ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
    - ※ 業務を執行する社員を含む。
  - ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
  - ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
  - ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
- ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人